

報道機関各位

令和6年8月5日

【照会先】

熊本地方最低賃金審議会事務局

(熊本労働局労働基準部賃金室)

賃金室長 吉田 総一

賃金指導官 佐藤眞一郎

(電話) 096 - 355 - 3202

最低賃金制度の  
マスコット  
チェックマン



## 第54期第11回熊本地方最低賃金審議会（令和6年度第4回） －開催延期のお知らせ－

本日（令和6年8月5日）15時より開催を予定しておりました

「第54期第11回熊本地方最低賃金審議会（令和6年度第4回）」

につきましては、熊本県最低賃金専門部会において審議が結論に至らなかったため、開催を

**延 期**

させていただきますこととなりました。

次の開催日時等につきましては、改めてお知らせいたします。